

銃 砲 史 研 究

第 1 4 4 号

高島流砲術とその影響

堺鉄砲記

修覆鉄砲と鹿追鉄砲



所 莊 吉

澤 田 平

昭和 5 7 年 1 1 月

銃 砲 史 学 会 編

高島流砲術とその影響

所 莊 吉

火技の中興洋兵の開基

天保十二年（一八四一）五月九日、江戸郊外の戸田川沿いにある徳丸原（現、東京都板橋区高島平）において西洋式の銃隊訓練が実施された。これは、かねてから洋式砲術の採用を具申ししていた長崎の町年寄高島秋帆が、幕府の要請に応じて実演したもので、幕末期におけるヨーロッパ先進国の軍事技術導入の発端となつた記念すべき出来事といえる。

それは、幕末における財政改革に成果をおさめた西南雄藩をして、軍事工業の創設と兵制の洋式化をうながす端緒となつたもので、やがては幕末維新の動乱を乗り越え、日本の近代化を達成する淵源とされている。もちろん秋帆自身としては、彼が紹介しようとしたヨーロッパ火砲の合理性が、規格統一されたところにあり、そのことは、手工業からマニファクチュアと生産形態が移り変わるための引鉄となる工業標準化を意味しているとは気が付かなかつたであろう。また近代軍隊というものが、封建的な身分階級制度とは馴染まないものとは思つてみなかつた筈で、彼としては、むしろ封建制を擁護するための手段として、洋式兵学の導入をはかつたと思われる。

一般に秋帆が唱えた洋式兵学は、高島流砲術と称されたことから、ヨーロッパ式の銃砲と、その操作法に限定して考えられ、ゲベル銃やモルチール、あるいはボンベンといった火器の輸入に価値付けられることが多い。

元来、秋帆の家は、父四郎兵衛が坂本俊現について萩野流及び天山流の砲術を学び、同流砲術師範として門戸を構えていた関係で、秋帆も天保初年頃までは萩野流砲術家とされており、その下地からヨーロッパ兵

学の中でも、特に砲術部門に関心を持つのは当然のことであつて、安政五、六年頃と思われる『軍の儀に付建白』^(注一)においても、

古八陣首尾相応するの良陣有之と雖、野戦の大砲無之、弓槍刀を以て及接戦候時の事故、至今良陣なりと雖、遠方より飛丸来る時は、仮令陣形巧なりと雖、之を防ぐには楯なく、砲は砲を以砲を防ぐの外術なしと申候。依て五大洲の大国皆砲戦を盛にし、相互に同戦法と相成候に付ては、器械精利を極め候得ば勝利人も亦多しと申候。古戦の法如何可有之歟。清朝の儀は兵法の本元孫呉權 韓信諸葛、近くは戚継光等の軍術悉く諳んぜざるは無之候得共、屢敗屢致候上は、大国と雖、亦不尽処有之歟と存ぜられ候間、厚く御明断所希に御座候。

と「砲を以て砲を防ぐ」ことに、秋帆の戦術に対する理解が示されている。戦術と工藝革新の進展は、いつの時代にあつても、新しい技術の導入にあつて「物」、つまりハードが最初に注目されるのは当然であつて、秋帆も初期においてはヨーロッパの新式火器に関心をもち、操法を修得していく過程において、それが用兵術と密接不可分の位置にあることに気付いたのであろう。軍事工業の進展と戦術の革新は、そのことは、天保八年(一八三七)に肥後藩の有吉市郎兵衛が、秋帆に差出した起請文の箇条序列から察せられる。

起請文

- 一、萩野流の事
- 一、同新流の事
- 一、高島流の事
- 一、西洋銃陣の事

この箇条の順序は、秋帆が修得した知識の順次を意味するものと考えられ、これに順がつて門人達に教授していた。

箇条の初めにある萩野流及び新法は、秋帆の父四郎兵衛が、坂本俊現より授けられた和流砲術であるが、この新法は信州高遠の砲術家坂本天山が創始した萩野増補新術（天山流とも称される）のことで、周発台と呼ばれる漸新的な砲架を備えた大砲を中心にして、銃隊を編成する画企的な和流砲術であった。その優秀さは、孫子の兵法を基本思想とするとはいえ、幕末における長州藩の兵制である神器陣創設の基になったのみならず、薩英戦争、馬関戦争に際して、ヨーロッパ艦隊と戦うことのできた唯一の和流砲術であったことでも証明される。

秋帆が洋式銃砲の操法のみに止まらず、銃隊の連合戦法にまで及ぶことができたのは、父から伝えられた天山流が、それまでの射撃術を中心とする和流砲術とは異なり、銃隊による用兵術であったことに幸いしたと思われる。

次いで「高島流の事」とあるのが、所謂洋式砲術であつて、高島流を称するようになった時期は明らかではないが、天保三年（一八三二）に、武雄藩主鍋島十左衛門が家臣平山山平を長崎に遣わし、四郎兵衛、秋帆父子から西洋流砲術を学ばしめたところから、この頃に成立したのではなからうか。

また天保五年（一八三五）に鍋島十左衛門の委嘱を受けて、武雄で鑄造したモルチール（臼砲）にも、四郎兵衛と秋帆が父子連名で刻銘しているから、秋帆の洋式砲術修得については、四郎兵衛も深く関与していたようである。

最後の条である西洋銃陣は歩兵教練法のこと、秋帆の唱えた西洋兵学の直髄はここにあるが、これについてはのちに述べることにして、まず高島流砲術に触れてみたい。

現在、各地で散見する高島流の砲術書は、伝授目録の類を除くと、『高島流砲術秘書』と標題のある三巻本で、その内容は、モルチール・ホウイツル・カノン・ボンベの説明と、破裂弾の製法、装填方法、射角、導火、発射法、薬包の作り方、各種砲弾、火薬の吟味並びに貯蔵、運搬方法などの概要が述べられたに過ぎないものである。

しかも、その記述は蘭書からの翻訳とはいえ極めて拙ないもので、長崎通詞中山作三郎と西記志十の両名が秋帆に協力したと云われるものの、とても専門の訳詞達の手になるとは考えられない。既に文化五年（一八〇八）には、長崎通詞本正宗が『砲術備要』を、また翌六年にも石橋助左衛門による『ボスンギーテレイ・コンスト和解』が、それぞれオランダ砲術書から翻訳されており、『秘書』とは比較にならぬ秀れた訳文であつて、極めて高い評価を受けていたことを秋帆が知らぬ筈はなかつたと思われ、何故生硬な訳文のままの『秘書』が伝えられたのであろうか。

これについて、『火薬秘書』と改題された『秘書』の叙言には、

或人の話に、一異客文政の初年西崎に遊学せしに、其頃は西洋火攻の術未だ開けず、秋帆も未だ其術に精しからず、故に其時アルチルレイ、ラッヒシルと題号せる砲兵指揮使の要本、幸に舶来せしも、同宅に寄偶する恵生に謀りて、此異客の許に携え行き、翻訳を請しとなん。されども此人其頃他に繁劇の事故有て、ままた只縁に初の処十葉計りも訳せしままにて遂に止めとぞ、其後何人にか謀りて訳せしならん。

按ずるに此本は即ち秋帆の蔵書なれば、彼書中を抜出して訳せしこと疑なし、然るに之を読むに実に悪訳にして、書中通曉難き処十の三四に居る。一説に是は和蘭訳司某の訳せしなりと、然れ共是を考るに、此を以て本業となすもの、豈此の如く拙劣ならんや、必ず虚談なるべし。案ずるに、是は遊学の書生杯に託し、訳し習ひに稿を起したるまでの書と見ゆ。さる故にや、元より学問の有無、文学の巧拙は恐らく是

を含き、一鉢和蘭の文意を解せたるものなる哉と、時々亮になる処多く見へて、又其内には往々抱腹に堪えざる処有り。(後略)

と手厳しく批判したものがあつて、当時から内容に疑問を抱いている人達があつた。

もともと秋帆はオランダ語には通じていなかったため、彼が直接蘭書から訳すことはできないので、他人に翻訳を委託したであろうが、町年寄である秋帆の社会的地位と、長崎在住者という利点をもつていながら、しかも天保、嘉永の上書にみられる名文家によつて整理されたものとは信じられないほどの悪文である。

この『秘書』については、初期のものが『薩藩海軍史』中巻に収録されており、これは徳丸原演練の前年である天保十一年(一八四〇)に薩藩士鳥居平七が受けた伝書で、それを翌天保十二年(一八四一)に秋帆が江戸で下曾根金三郎に与えたものと比較すると、鳥居平七宛の伝書は、下曾根に与えられた『秘書』三巻のうちの上巻及び中巻の一部に相当するもので、後半の一部に若干の違いがみられるものの、一巻をもつて完結する形をとっている。

これからみて、三巻本『秘書』の成立は、秋帆が幕府の招聘といった錦を飾る場所にふさわしいように、それまでの一巻本『秘書』を増補再編した天保十二年であつて、それが下曾根に授けられたものであろうし、同じ内容のものが、江川太郎左衛門にも与えられたと思われるが、未調査のため断言はできない。

しかし、高島流砲術の中核をなすべきこの『秘書』が、彼の門人や、その後継者達によつて実際に熟読活用されたとするには大いに疑問がある。

それは筆者が管見した五種類の『秘書』についてみると、上巻にある「シュンドロス」と「ゲッインドベープ」の記述の同じ個所が錯乱して誤写されたまま訂正されていないことによる。もし管見に及ばない『秘書』についても同様であつたとすると、『高島流砲術秘書』といわれるものは、テキストとして読まれたも

のでなく、高島流砲術伝授の証としてシンボルの役割しかもたなかつたのではなからうか。

この錯乱したままの『秘書』は、西洋砲術が天保頃からみると長足の進歩を遂げ、龐大な数の砲術書が訳出された文久年間においてもなお、高島流砲術の伝授形式によつて与えられているのは、西洋兵学を修得した者達が、秋帆以来の正統な西洋砲術を伝承したという証明として欲したからであらう。

では、この『秘書』が単なるシンボルとして実際に使用されるものでなかつたとすると、どのようにして砲術の伝習がなされたかということであるが、高島流が射撃データーを中心とする伝書によつた和流砲術と違つて、実地経験や執銃動作を主としたものであつたことから秘伝書は重視されず、秋帆みずから『秘書』の奥書にも、

此書率意縦、以備遺忘者、蓋予驗諸実効、而積年苦心所存也。故苟非誠衷篤志之人、則不許伝授焉。

と述べているように、あくまで実効を試すことが主眼であつて、『秘書』は備忘的な位置にしかないのである。

それは、高島流砲術において使用される銃砲が、ヨーロッパの近代軍隊において規格されたものであることによる。従来わが国の砲術において用いられる銃砲についていえば、火縄式であるという点を除くと、各流派によつて区々の口径、銃身長、銃床及び点火機の様式があり、幕府や諸藩が公式に保有する番筒を除いては、全く使用者の嗜好によつて注文製作されていた。そのため口径や銃身長に応じて発射薬の量を変化させねばならず、これは同じ銃であっても射撃距離によつて、それぞれ火薬量の加減がなされ、しかも春夏秋冬の四季、あるいは晴曇朝夕による火薬原料の配合比にまで及ぶことすらあつた。

このことは、日本の砲術の目指すものが正確な命中にあつて、それが和流砲術の終局目標とされたところから、安全性、簡易性、装填速度といった要素は殆んど無視され、ひたすら命中精度の向上に努めた結果が、

歴大なデーターの集積となり、これを記録したものが砲術伝書であるから、これなくして和流砲術は成立し得ないのである。

ところが高島流の携帯銃は、ゲベル銃（小銃）、カラベイン（騎兵銃）、ピストル（拳銃）の三種の滑腔銃のほか、狙撃用のヤーゲル銃（ライフルの刻まれた猟銃）があつたが、これらは銃身長が異なるのみで同一口径であるため弾丸を共通して用いることができた。また銃身長の違いによる薬量については、一発ごとと弾丸と発射薬を紙に包んでパトロン（弾薬包）としていたので、弾丸の到達距離は各銃種によつてほぼ一定しており、ゲベル銃の照準を例にとつてみると、距離八〇歩までは敵兵の膝部を狙い、八〇歩以上では胸部を、一五〇歩以上では肩部を、二〇〇歩を超える場合には頭部に照準をつけて射撃をするという簡単なものであつた。

もちろん和流砲術からみると命中の精密さは粗雑なものであるが、これは一斉射撃による密集弾幕に量としての効果を求めるヨーロッパの戦術からきた小銃への要求度と、個人を対象とする一発必中に銃の価値を認める一騎打ち思想との差の表れにはかならない。

因に、秋帆が紹介したヨーロッパの燧石銃は、火繩銃とは比較にならぬ優秀な鉄砲であつたと思われ勝ちであるが、両者とも同じ黒色火薬を使用する円弾滑腔銃であるから、口径と銃身長が同一であれば、射撃距離もまた同じである。ただ点火機が燧石のため、生火を直接用いる火繩銃より安全であり、装填速度も勝つてはいるが、発射に際して燧石を強力なスプリングによつて鋼鉄片に打ちつけて発火させねばならず、このため銃が動揺して命中が粗くなる。これに比べると生火を軽く発射薬に触れさせるだけで点火できる火繩銃が遙かに命中精度では秀れているのである。

このように、他の点でいかに勝れているとはいへ、命中の悪い燧石銃では必中を目的とする和流砲術家の

採用するところとはならず、既に寛永年間からオランダ人によつて舶載されたものの殆んど普及されることはなかつた。これは技術史家がしばしば論及するような封建性の下における技術の停滞ではなく、戦闘様式の違いからきているのである。

これは、秋帆が徳丸原で演習を行なつたとき、幕府の検視役を勤めた鉄砲方の井上左太夫が提出した報告書にも、

火打仕掛故引鉄之引堅く、火挾落候節当り強く候故筒動きゆり中り悪敷、又火打故火移兼候事も有之

野戦筒手廻しも宣敷打放仕候へ共、玉入に無之故中り之善悪難相分候（中略）野戦筒之業は教挺早放に仕、其勢を以て敵を取ひし候迄之業にて、多分中り不宣品と奉存候

とあるように、取扱いは容易にみえるが空放であるから業前が分からぬため、同役の田付四郎兵衛か私（井上左太夫）に命じて射撃の技倆を競わせるよう上申するなど、幕府の軍事技術を指導する役職にあつた井上左太夫ですら、秋帆が唱えた西洋砲術をヨーロッパ製鉄砲による射撃術の範囲でしか把らえていなかった。しかも報告書の最後の箇条には、

一、小筒打方

右打方の義、取廻し立廻し等一同に揃い候てのみの義につき、童子の戯に等しき仕方に御座候と酷評して結んでおり、秋帆の西洋流砲術が、その火器をもつて訓練し、「取廻し立廻し等一同に揃い候」ようになることを目標にすることには一顧だにしていない。しかし江川担庵を始めとして、これが幕末の兵制改革に大きな影響を与えるものであることを認識した人達も多々いたのである。

高島流が実践を重んじて伝書による形式を軽視したのは、この銃隊の訓練―伝授目標でいうところの「西洋銃陣の事」―に重点が置かれているからで、射手の育成ではなく、銃兵の用法にその真価が存在するもので

ある。

もちろん、秋帆とて当時の日本人としての社会慣習の中にいる人物である以上、その伝授形式が他の和流砲術と同じであつても止むを得ないことである。しかしその内容においては比較にならない簡潔なもので、天保十三年（一八四二）に成立した最後期の高島流砲術三段伝書は、^{（注九）}ただ伝授項目を記載しただけのものであつた。

一、高島流砲術初段伝授條

一、高島流砲術初段補遺伝

一、高島流砲術中段伝授條

一、高島流砲術中段補遺伝

一、高島流砲術免状

一、高島流砲術奥儀免状

秋帆の「西洋銃陣」が具体的にどのようなものであつたかは、今日残されている『高島流地取り巻』などによつて概要を知ることができる。また天保十四年（一八四三）に門人村上範致が著した『銃弾初学鈔』の後書には、秋帆から学んだ歩兵訓練法を図式したことが述べられ、この内容をみると、オランダ陸軍の歩兵操典であつた *Reglement of de exercite en manoeuvres ven infanterie S. Grenhage* からの抜萃訳であることから、秋帆の洋式訓練は極めてオーソドックスなものであつたことが知れる。

なお、同書は『初学鈔』とあることから、初心者に対する入門書と思われ、他に高度のものがあるかとも察せられるが、内容をみると、「列陣を以テレジメントニ備ル式」が最初にあつて、二中隊を合せて戦隊を展開する図があり、次いで歩・騎・砲の三兵による行軍法、地形に応じて歩兵、砲兵の組合せを変える法、

歩兵と砲兵を連合させた場合の戦隊順次、続いては「野戦銃砲ノ図」、「騎兵出立ノ図」、「騎兵鎗入ノ図」、「銃卒出立ノ図」、「附銃ヲ以テ三人組ヲ編スル図」、「バトロン製法」があり、また小銃取扱いの号令詞、二段装填法による号令詞、銃隊教導号令詞がオランダ語で書かれている。

全体の構成からみると、生兵教練については「稽古初之事」として、執銃動作と歩兵練法が僅か七箇条に記されているだけで、バタイロン（中隊）の陣形変換を図式した「銃陣操教」に紙数を費やしていることからみると、『初学鈔』は新兵の第一課テキストに当るものではなく、高島流砲術の範圍を梗概したものであって、内容的にはさらに詳細に及ぶものがあつたとしても、三兵戦術まで及ぶものでなかつた。

とはいえ、これがやがては三兵の採用から近代軍隊へと発展する道程において、当然通らねばならなかつた段階であることに間違いない。老中阿部正弘が秋帆に贈つたといわれる「火技中興洋兵開基」の言は、徳丸原の号砲が日本近代化の幕開けを告げるものであつたことを考えると、むしろ寡褻といつてもよいくらいである。

三兵タクチキ

秋帆の洋式砲術が、西洋兵学導入の緒口を開いたという程度であつたのは彼自身も弁まえており、天保十一年、十二年、十三年とその内容を充実させていったが、天保十三年（一八四三）十月に鳥居耀藏の誘構によつて逮捕されるに及んで、秋帆みずからによる高島流の増補充実は不可能となつた。爾後は彼の指導を受けた江川英龍や下曾根信敦らの手によつて引継がれたが、戦術の研究よりも造兵及び歩兵教練の方面に重きが置かれた。

前条で秋帆の洋式兵学は三兵戦術にまで及んでいないと述べたが、徳丸原の演練をみると、騎兵による馬

上銃放発に始まり、野戦砲隊の砲撃に続いて銃隊の陣形変換と一斉射撃が行なわれ、一応は歩・騎・砲の三兵を紹介しているが、決して三兵による連合戦法といえるものではない。もともと秋帆は騎兵についてあまり効用を認めず、専ら歩・砲の二兵の効用を重んじた。これは彼の認識不足というより、わが国のように険な地形の国土においては、騎兵の行動が著しく制限され、むしろ行動の阻害になると考えたのではなからうか。この騎兵不用論は山鹿素水も採っているところで、その著『兵制新書』の三兵を論じたる個所に、「騎ハ彼得テ用ルト雖可羨ニアラズ。我邦方今ノ勢ヒニテハ用ヒカタク、強テ用ルトキハ大害ヲ生ズルノ本トナルベシ」と、日本の国情から騎兵が不適當だとしている。

それでも歩・騎・砲三兵による連合戦法を紹介したことがいかに画企的なものであつたかは、旧来の兵制と比較すればあまりにも明らかである。兵農分離以前は云うまでもなく、江戸時代に入つてからの兵制でも、石高に応じて槍・弓・鉄砲を揃え、弓衆とか槍隊といった編成はあるものの、それを連合させて戦うといつた用兵術が確立されておらず、事に臨んで変に應ずるのが将たるものの器量とされた。江戸時代に盛行した甲州流・越後流・山鹿流などの兵学も、用兵学というより政治・倫理を内容とする武士の教養学まで、その中心思想を神道や儒教に求めて、中国の兵学書を編述したに過ぎないものであつた。

しかも、日本の地形風土がヨーロッパや中国大陸のような平原と異なり、山地が海岸線までせまり、僅かな平野も河川に遮ぎられたり、水田の散在があつて、大軍の行動よりも小人数の競合による戦闘方法が適していた。そのため戦争の帰趨は個人闘争の集積にあると考えられ、個々の兵士にとって戦闘の目的が、全体的な勝利よりも具体的には敵の首を挙げることによつて高名を得ることにあるとして、集団訓練よりも兵士個人による武術の修得に力が注がれるようになった。

弓・馬・槍・劍・砲といった武術が専門家によつて体系化され、日本独得の武道流派が生まれた理由も、

この戦争様式、つまり地勢風土といった背景からきたのである。

この個人的武術の修得が、いうまでもなく他に揃んてることを目的としていることから、さらにいくつかの流派に分立して互に反目し、有事に際して協同作戦をとるなど極めて困難なことであった。幕末に諸藩が洋式兵学を採用するにあたって、これら武術家達による反抗やサボターージュには大いに悩まされたのである。ましてや、祖先の功勞によつて禄を喰む高級武士にとつて、職分の異なる下級武士と同列に訓練を受けるなど、いかに時代の変化とはいへ忍べるものではなかつた。もともと近代兵制というものは、身分固定制度に立脚する封建主義とは両立できないものである。

そのために、内外の情勢が厳しさを増しつつあるのに関らず、兵制の改革は遅々たる歩みであつた。既に天保以来数多くの三兵書が翻訳され、多くの識者によつて関心を寄せられていたものの、本格的に三兵の編成が企だてられたのは、慶応三年（一八六七）になつてからである。この年幕府がフランスから軍事顧問団を招致して伝習を開始するのであるが、それ以前におけるわが国の三兵と称して行なわれた訓練がどの程度のものであつたかは、栗本鋤雲の『（注一）秘庵遺稿』において知ることができる。

元治二年（即慶応元年）三月頃の事と覚へたり。一日小栗上野介・浅野美作守轡を連ねて予が反り目の官邸を訪ひ、寒暄叙し畢て、兩人詞を揃へて云ふ様、偕老兄は既に承知なりや如何や知らざれど、我々今日職掌の陸軍大眼目の事にて議する旨あり、老兄の意見も聞たければ来れるが、抑も延議旧來の軍制を廢し、洋制に倣ひ、始て騎・歩・砲の三兵を編みたるは文久二年の事にして、既に四五年を経たれど、其事固より一時の仮定に出て、且中間種々の障あり、夫に連れて事功挙げらず。今以て一定の規律立たざるのみならず、目的さへもまだ確定せず、都て苟且に出て、倉橋長門守、貴志大隅守の如き、先年長崎伝習に赴きたるも、唯蘭人に従ひ騎馬の技を受し迄にて、固より騎兵隊伍使用等の事に至らず、去れ共其乗馬丈を知る

は、他の知らざる者に優るを以て、暫く騎兵頭と為す類にて、此余は更に甚敷、訳本タクチイキの書等に就き、高島五郎、大島圭介等に問合せ、交ゆるに各自臆測等を以て、兎角して漸く真似事迄の面目を取繕ひたる迄なれば、其実口外へ出して三兵などとは云ひ兼ねる場合なり。因て兩人が思ふ所にては、何の国なりとも然る可き国に因み、陸軍の教師を迎へ、士官兵卒を教導せしめ、一定の式を定め度、此事に付て参れりと。予此時始て我国三兵の名ありて実なく、且其杜撰に出て何国の式に依ると云ふに非ざるを知り、大に驚き、果して両兄の言の如くは、実に兎戯に類して、一旦緩急ありと雖も用ゆ可からず。是れ捨置れざる大事なるが、(中略)当節神奈川定番役の輩屢次訓練あり、林百郎之を指揮号令して専ら英式を用ふと聞けるが、此者など果て術に長じたらんには採用ありては如何と答たるに、兩人輒然として大に笑ひ、兄戯るるを止めよ、百郎如きは陸軍決して其人なしとせず、況んや山手英兵が訓練を棚外より窺ひ、其為に習ふの如きは我屑とする所にあらず。(後略)

以上の記事は、文久二年(一八六二)に幕府が軍制を改革し、海軍においては寛永元年に向井将監が任命されて以来の舟手組を廃して軍艦所に改組するとともに、陸軍も安政二年(一八五五)に設置した講武所が弓馬槍劍を修業する機関であったのを、洋式に倣つて歩騎砲三兵の訓練場所に編成替えをした結果の実態を述べたものである。

このように三兵と称しながら、その実は訳本タクチキを唯一のテキストとして、高島五郎や大島圭介に問合せたり、これに各自の推測を加えるような粗雑なものであったことが、遂に栗本鋤庵をしてフランス公便レオン・ロッシュを説得させ、シャノワン以下のフランス軍事教官の日本派遣を実現させたのである。

以上のような経緯によつて、三兵伝習が開始されたのであるが、三兵戦術書の翻訳についてはかなり早い時期に着手され、天保十年(一八三九)頃に鈴木春山によつて『兵学小識』が訳出編集されており、これは

学問編十四卷、戦闘術門編三〇巻の計四四巻に及ぶ大著でこのうちの戦闘術門は明らかに三兵戦術書である。この訳書のテキストには教種の兵学書が用いられているが、戦闘術門に限って言えば、プロシヤ人ハイリッヒ・フォン・ブランドの三兵書 *H. Van Brundt; Grundzüge der Taktik der drei Waffen. 1833*

をオランダ人ミュルケンが蘭訳した *J. Van Mulken; Taktiek der drie Wapens 1837* から重訳したもので、当時としては最新の三兵戦術書であった。なお、この部分の訳については高野長英が協力したともいわれている。この原書が高く評価されていたことは、弘化三年（一八四六）にも再び春山により『三兵活法』十巻として訳出され、また嘉永三年（一八五〇）に高野長英が訳した『三兵答古知幾』はあまりにも有名である。さらに箕作阮甫にも『三兵達古知幾訳本』の訳書があるといわれる。

ブランド以外の三兵書として、わが国で歓迎されたものにプロシヤ人デッケル *C. Van Decker* の著をブーコップが蘭訳した *B. Van Boecop, Taktiek der drie Wapens, C. Van Decker, 1831-1833* があり、箕作阮甫が嘉永元年（一八四八）に『三兵操治正義』として訳しているものほか、訳書不明の『坪氏三兵答古知幾』二〇巻が知られる。高野長英もこの原書から翻訳をしているらしいが未発見とされている。

以上の両書と共に特色ある戦術書としては、ロシヤ人オコウネフ *N. O. Okownef* の原書をオランダ人ブローイン *A. W. Bruyn* が抜萃訳した *Beredeneerd overzich van de eigenchappen der drie Wapens 1835* から、『三兵用決精論』が越前大野藩士西川貫蔵によって訳出されている。またプロシヤの兵制改革者として著名なシャルンホルス *↳ Militärische Taschenbuch für den Gebrauch in Felde* の蘭訳本から三洲田原の三宅友信が抄訳して刊行したものに『泰西兵鑑初篇』がある。

しかし、わが国で最も多く翻訳された三兵書としてはクノーブの著書を挙げねばならない。この *W. J. Knoop,*

Kort Hegrip der krijgskunst 1853 からは、『古氏兵論』（一八六一年石川遠訳）、『格能弗答古知幾』（一

八六五年本村宗三訳）、『格諾布答古知幾』（一八六七年堀江元随訳）、『提調答古知幾』（年代及び訳者不詳）などのほか、明治兵制の改革者である大村益次郎が、山口の普門寺塾及び荻の明倫館において、三兵の講義をなしたる間に訳した『活版兵家須知戦闘術門』（七巻一八六四刊）並びに『兵家須知戦闘術門』（六巻、一八六四刊）があり、後者は大阪兵学寮の教本として用いられている。

また、クノープの戦術書と似た構成をもつミュルケン G. J. van Mulken, *Handleiding tot de kennis der krijgskunst*, 1860 も強い関心をもたれたとみえ、『慕氏兵論』（二〇巻 一八六二年会田勇次郎訳）、『密氏小典』（一八六三年広瀬元恭訳）、『兵学程式』（一八六七年陸軍所）があり、明治に入ってから荒井宗道が『兵学程式』の未完部分を補訳して『兵法中学』（一八七一年刊）としている。

これらのほかにも、フランスの原書から村上英俊が訳した『仏蘭西答屈智幾』（一八六七年刊）が三冊本として版行されている。その他三兵に関する訳述書としては、『戦地必要』（一八六七年刊字式直訳）、『野戦兵囊』（一八六七年刊瀬脇節蔵訳）、『洋兵明鑑』（一八六九年刊福沢諭吉訳）などが出版されている。^(注一〇)

しかるに、デッケルやブランドと同時代の兵学家として著名なクラツゼヴィツの『戦争論』については、一八四六年にブルーウェルによって蘭訳された E. H. Brower, *Over den oorlog*, 1846 が、江戸幕府旧蔵書の中にみられるものの、同書の翻訳が旧幕時代になされた形跡のないのは、実用的な戦術書というより高度な戦争理論という点で敬遠されたのではなからうか。この名著は明治になってから、ドイツ留学中の森鷗外によって一部が抄訳され、『大戦学理』の名で出版されたのが最初である。

時代的にみると、不完全とはいえ高島流砲術が世の注目を集めつつある天保年間に、一方では、『兵学小識』のように膨大な三兵戦術書が紹介されているのである。しかし洋式砲術の著実な普及に対して、本格的な三兵の採用には三〇年近い年月を要している。これは兵器、教練、築城といった形によって表わせるもの

は、誰しもが理解できるものであり、洋式と和式の違いがあつたにせよ、長短を比較し取捨選択することはそれ程難事ではなかつたが、歴史的背景のなかで育くまれたヨーロッパの戦略、戦術思想を理解することは異なつた戦争観をもつ日本人にとつて容易なことではなく、タクチキの用語についても、これを表現する適切な訳語がないため、原語のまま使用されていたのである。

このことは、『兵学小識』を読んだ当時の識者の理解度をみてもある程度知ることができよう。たとえば佐久問象山が、弘化年間に山寺源太夫に宛てた手紙によると、その関心は専ら学問編に注がれていたりしか思われない。

昨年全忠（金兒忠兵衛）之手に於て鑄造候火徴砲は十六封度と申候てもよき様に候へども、二十ドイムと稱し候が普通之名に御座候。兵学小識一本被遣候様御面之處、御取落候と相見え御箱中に見え不申、小識中にも甘ドイムと有之候はば点檢仕候迄も無之、昨年鑄造之度に合し可申候（注二）

また、佐藤信淵も『東西火攻弁』において「兵学小識其他蘭書翻訳ノ砲術書ニ云々」と述べているように、『兵学小識』の価値を砲術部門にしか認めていないようだ。

秋帆を始め、江川担庵、佐久問象山、佐藤信淵などの兵学者が、ヨーロッパ兵学のなかでも兵術に関する部門を重視したのは、実務に係わる立場にあつたからであらうか。それに対して用兵術に関心を抱き、初期にこれを翻訳した鈴木春山、高野長英、箕作阮甫らがオランダ医学を学んだ人達であつたことは、ただ蘭語に精通していたというより、東洋医術と西洋医術という東西医学の違いが、その歴史的背景からきた思想の違いであることを理解した上に立つて、ヨーロッパの戦術思想から生まれた用兵学を紹介したと考えられる。

しかも彼等の目的が、単なる西洋兵学礼讃ではなく、彼の長を取つて己の短を補わんとしたところがあり、鈴木春山が『兵学小識』を訳述したのも、中国の兵法である孫呉の兵略に、西洋の長である三兵戦闘術を合

せて、新しい日本の戦術を創始することにあつたといわれている。

このような考えは、長沼流兵学者である信州上田藩の八木千之が、握奇八陣を陣法の本源にして西洋兵学をこれに合致させようと試みたほか、佐久間象山が洋式戦術の中に日本固有の独闘戦法を加えるべきだとしたことや、吉田松陰が歩兵を正兵となし、騎・砲両兵を日本固有の短兵接戦の奇兵に擬らえ、和漢洋の兵学を総合して新戦術を考案するなど、多くの兵学家達によつて論ぜられた。

しかしどのような議論も、せいぜい戦術の改良までで、国家戦略に論及していないのは、戦略の概念を将師術あるいは兵略術といった理解ができず、これを戦術と同一視したのか、それとも幕府の体制批判に及ぶことを恐れたかのいづれかであろう。

いづれにせよ、ヨーロッパからの軍事教官を招聘して本格的な兵制改革に着手したとき、幕府は体制建直しに万策尽き果てていたのである。天保十一年（一八四〇）高島秋帆が幕藩体制維持のため建議した洋式兵学の採用がその実を結ぶとき日本の封建制は崩潰をしたのである。

注一 『高島秋帆先生追遠法令記事』（大正七年）一〇三頁

注二 『高嶋流砲術聞書』（写本 肥後藩有吉家旧蔵）筆者蔵

注三 末松謙澄著『修訂防長回天史』（一九六七）上巻 三九頁

注四 石井良一著『武雄史』（昭和三十一年）一六一頁

注五 有馬成甫著『高島秋帆』（昭和三十三年）八四頁

注六 佐藤昌介著『洋学史の研究』（昭和五五年）三五六頁

注七 『火薬秘書』写本 序文に「庄郡識」とあるが不明 筆者蔵

注八 勝海舟著『陸軍歴史』（昭和四二年）上巻 一四頁―一六頁

注九 筆者の所蔵する伝書には、掲載のもののはか「高島流砲術伝来巻」と「高島流砲術角前伝授一二斉流之分二之巻」がある。

注一〇 秋帆の發獄事件については、有馬成甫著「高島秋帆」（昭和三三）に詳しく述べられている。

注一一 栗本鋤雲著「覺遺稿」（明治三三年）一〇八頁

注一二 三兵に関する翻訳書については、佐藤堅司氏の「三兵戦術の沿革並びに伝来とその日本化」（「軍事史研究」第二巻一・二号）に詳細に述べられている。

注一三 信濃教育会編「象山全集」下巻二五二頁

堺鉄砲記——修覆鉄砲と鹿追鉄砲

澤 田 平

■御修覆鉄砲

京都二条城・大坂城の城付鉄砲、その殆んどは三匁五分筒を主とする番筒であつた。定期的に銃卒によつて射撃訓練で使用される事もあつたが、大平の世ゆえに戦場で火を吹くこともなく、朽ち錆びていくことになる。

大坂城では、およそ十年に一度修理・調整して保繕を計つた。公儀御用鍛冶であつた堺の鉄砲鍛冶は、この直し筒にも註費見積書を提出して落札していた。これには先ず大坂城鉄砲奉行から堺鉄砲年寄に修覆の命令があり、鉄砲年寄は平鍛冶中より複数の適格者を選び見積り入札させる。こうして落札した鍛冶に年寄役の内一名が付添い鉄砲奉行役宅に向き、修覆の詳細について打合せた後、年寄役より平鍛冶に正式に作業を命ずる。修覆細工の完了後検査確認を年寄役が厳密に行ない、再び年寄差添いの上、鉄砲蔵へ納入した。

大坂城の武庫の内、最大のものは天主閣東方の鳴野にあつた鉄砲蔵で鳴野御蔵と呼ばれている。この附近の城郭は今日、跡形もないが、天主閣西側に隣接して現存する硝硝蔵は総石造りの強固な建造物で我国唯一のものである。

堺津桜町から大坂城まで約三里、十二キロ余の距離がある。少数の直し筒は堺から出向する御加番御家来分（鉄砲細工人、主に番子と呼ばれた下級鍛冶）によつて城内で修覆作業を終えたが、十年に一度の大修覆は量も多く堺へ持帰つて修理された。この御加番鍛冶について次の様な記録がある。

宝暦八年寅八月、毎年の通り大坂御加番へ来り候鉄砲細工人、四人共書付を以って御断り申上げ候処、芝
過ぎよ悴・伝右衛門義は御聞届被遊候由、残り三人籠屋宗左衛門、同為七、同茂兵衛儀は御聞届不被遊候
旨被仰出候。この訳は堺にて町人名前書在之於御城内御加番の御家来分に相成り一人にて兩名前持ち候儀
不埒の至の由、大坂相勤の堺の名前消し申し候。左なく候はゞ大坂来り候儀相ならず候段、戸田三四郎殿
仰せ聞かされ候。 芝辻文書

これは人別帳の制度上に根ざすもので、鍛冶人が堺市中では町人であり、城内では御家来分となる矛盾を
指摘したものである。

堺大坂間を番筒輸送するに際し、その通行には公儀武器の般送を誇示するために、「御鉄砲御用」と書か
れた紋付差札十本を荷駄に立て、同じく「御鉄砲御用」と書かれた提灯六帳をかゝり街道を往来した。直し
筒といつても、その見積・入札・落札・鉄砲の受領・納入・代銀の請求・受領とその都度堺から大坂へ出か
けねばならず、堺町からの出立、帰着を役所に断り書をもつて届出ている。

「入り鉄砲出女」とは巷間に良く聞く、江戸幕府体制維持の禁令の一つであつたが、堺・大坂間の如き僅
かな距離における武器や人の移動にも厳しい規制が施かれていたのである。

大坂行断り

恐乍書付を以て御断り申上奉り候

一大坂御城内御鉄砲御修復百挺代銀来る十六日御渡し下され候に付、明十三日御銀受取証文印形御取成られ

候間落札四人私人差添、御鉄砲御奉行様御役宅へ罷越し申したく存奉り恐乍ら御断申上奉り候。以上

子八月十二日（安永九年）

芝辻理右衛門 印

御奉行様

帰り断り

恐乍書付を以て御断り申上奉り候

一昨十三日御鉄砲奉行、久留勘右衛門様御役宅へ落札四人私人差添罷越候処、御鉄砲御修復代銀来る十六日御渡しなされ候に付き右請取証文印形御取なされ、夜前罷帰り候に付き恐乍ら御断申上奉り候。以上

子八月十四日

芝辻理右衛門 印

御奉行様

大坂行断

恐乍書付を以て御断申上奉り候

一大坂御城内御鉄砲三匁五分玉御修復百丁明十五日御渡し下され候に付、鴨野御蔵へ受取りに罷越し申度く存奉り恐乍ら御断申上奉り候。以上

子八月十四日

落札四人

年寄芝辻理右衛門 印

御奉行様

榎並屋勘左衛門印
病氣に付代清右衛門印

帰る断り

一 恐作書付を以て御断申上奉り候

一大坂御城内御鉄砲御修復百挺鴨野御蔵へ今日受取に罷候処御渡し下され請取奉り只今罷帰り候に付き恐作ら御断申上奉り候 以上

子八月十五日

落札

年寄

連印

御奉行様

大坂行断り

一大坂御城内御鉄砲御修復代銀明十六日御渡し下され候に付、落札四人私人差添大坂へ罷越し申度存奉り候に付き恐作ら御断り申上奉り候。 以上

子八月十五日

芝辻理右衛門 印

御奉行様

帰り断り

一昨日十六日落札四人私差添御城内御鉄砲御修復御渡し下され受取り奉り夜前罷帰り候に付き乍ら御断申上奉り候。以上

子八月十七日

芝辻理右衛門 印

御奉行様

一 御鉄砲 三匁五分玉 百挺

御修復代

忽合銀七貫九百六十八匁五分

右御修復入札御吟味の上、私共落札に罷成り御代銀残らず御前借の積りを以て御受合申し候所実正也、然る上は仕様明細帳の通り相違無く随分入念に御差図の通り仕立上納仕るべく候。尤も五ヶ年の内、御修復の所より損じ申し候はば何ヶ度にも仕立差上ぐべく申し候。もし入札組合中何様の義出来仕り相滞り候はゞ残る者より急度御修復仕立差上奉るべく候。後日の為、御受合証文 如件。

安永九年子八月

堺鉄砲鍛冶

鍛冶七郎兵衛印

山田 佐七印

田中 仁兵衛印

鉄砲年寄の支配の上に入札受注していた修復筒の慣例も文化文政期に入つて、時の大坂鉄砲奉行・河内左太郎によつて年寄を通じる事なく直接平鍛冶に請負せる事で破られた。

一、前段申上奉候の由緒故従往古より二条大坂附御鉄砲御修復の儀はおよそ十ヶ年目に往古より私共へ仰付け来たられ大坂の分はさらにその上、平鍛冶の者へ私共の内年寄役の者、一人付添い大坂御鉄砲奉行御役宅へ罷出御用承り、その上にて右落札値段をもつて入札仕り候その共へ私共手前より細工申付け、出来立て見定め相納め候仕来たりに御座候。然る処近年大坂御鉄砲御奉行、河内左太郎様御在役中平鍛冶へ直入札仰付けられ候に付き外の鍛冶方より格別下置に入札仕り、その者へ御修復仰付けられ右値段を定値段に御取究め年々御修復仰付けられ、鉄砲の儀は御修復たり共いさゝかも手抜仕候ても甚だもつて危き武器に御座候えば安値段を肝要に御見込み遊ばされ候ては却つて御為に相ならず且右御修復は由緒をもつて私共仕来り候処、右躰に成行き候ては由緒の規模も御座なく家名に相抱き相続成難く歎げかわしき次第に存奉候。何卒御憐愍をもつて古来の通り仰付けなされ候様願上げ奉り候。文政三辰年十月三日御番所へ差出し候願書の覚の内（芝辻文書）

堺鍛冶が国友鍛冶に比して直し筒、即ち修復鉄砲の御用に重点を置き、かつ期待した事は事実である。戦時には死物狂いに生産を強要され、平和の時代に真先に切棄てられた堺鍛冶の悲哀は権力者に虐げられる庶民共通のものであつた。

修復鉄砲は公儀御用の他、諸侯・旗本からも受取つていた。幕府は元禄末年、諸侯の詔筒に対し数筒五十

丁以上は鍛冶側からの届出を義務づけ、後に直し筒にも同様の報告を求めている。

乍恐口上書を以て申上候

一、松平大和守殿より新筒数多く請取り候様に聞召上なされ候に付き私共御吟味遊ばしなされ義、承知奉候。

新筒の義は曾つてもつて請取申さず候。先達て書付を以て御断申上候筒。

一、直し筒 三度二百挺 芝辻長左衛門

一、直し筒 二度百五拾二挺

右申上候通り直し筒三百五十二挺より外、新筒は申上るに及ばず直し筒屯挺も請取り御座なく候。尤此間に

惣而仲々間の内へ新規に放鉄砲数多く請取申候曾而御座なく候。万一隠置き脇より相知り候は、曲事に仰付

けらるべく候 以上。

寶永四年亥五月九日

芝辻文書

御鉄砲修覆細工の内容
井上関右衛門
芝辻長左衛門

御筒巻直 (銃身新調)

御台仕替 (銃床新調)

火蓋仕替 (火蓋新調)

煙返仕替 (雨覆新調)

火皿入替（火皿部新調）

先目当入替（照星新調と調整）

前目当入替（照門新調と調整）

御台繕ひ（銃床の割れや欠損の補修）

金具不足仕足（火挟み、カラクリ、鉸、座金類の補足や作動の調整）

右記の様な修復作業が施されたが、中には「筒巻直、台仕替、金具仕足の金細工を要する筒もあり、これでは修復というより新筒誂へに近い。修復代銀が意外に割高であることが領ける。

資料

芝辻文書

■百姓威筒鹿追い鉄砲

徳川幕府の政権の確固たる礎は、信長、秀吉が鉄砲の威力によって果した、全国平定を踏襲し、鉄砲の持つ強力な効果を十分に認識した事である。江戸初期における幕府の飽くなき新銃の発注と備蓄は、去就の定かでない諸侯に対する、戦力の絶対的優位を目指したものである。諸藩の火器保有を常に警戒し、江戸府内への銃器持込みを極端に制限した。寛永十四年（一六三七）の島原の乱もあって、民間での銃器の存在は原則的に認めない厳しい政策をとった。江戸市中では元禄十三年（一六八八）八月の触書に「一、浪人所持致し候鉄砲、一、町人所持致し候鉄砲、一、預り鍛冶、一、何者にても町中に居申候者の鉄砲、右玉目何程の筒、明細に書付、町年寄方え接参仕べく候。若し隠置き、脇より相知り候はゞ曲事為すべき者也」とあり、民間中の鉄砲狩りの予備調査を行なっている。

一方、幕府直轄領である堺は、すでに元禄の初年に、この調査が行なわれ、元禄二年六月に町人所持鉄砲百四拾丁に就いて、江戸表へ報告されている。同時に、この百四十丁の回収が開始され、元禄八年迄に全て没収、或は廃棄処分につされた。

この堺に於ける元禄年中の鉄砲攻めは、同時に堺鉄砲鍛冶達の町人、百姓、寺社家に対する鉄砲商売の禁止であった。幕府御用筒の継続的受注に於て優遇される事のなかつた堺鍛冶にとつて、この処置は手痛い打撃であつた。

しかし、民間での鉄砲の存在は皆無ではなかつた。享保二年（一七一七）の触書では「江戸より十里四方は狝師たりといえども一切に鉄砲取上申すべく候事、但猪・鹿・狼多く出、田畑を荒らし人馬へ掛り百姓難儀に及び候節は鉄砲改役へ相伺い、差図受くべく候事」とあり、百姓威筒、鹿追い鉄砲は御貸鉄砲、預り鉄砲として制限を付して農民の所持を許した。狝師筒は取上げられ、翌享保三年には浪人も鉄砲の所持を禁じられている。

これら鉄砲使用の規制は江戸十里四方に於けるものであつて、堺津近辺、摂津、和泉、河内方面での鉄砲事情は多少異なつていた様である。堺近接三ヶ村も享保年間に農作物や山林での有害獣駆除用鹿追鉄砲が漸次許可されて行つた。

恐ながら口上書を以て御願申上候

「元禄年中鉄砲御改に付き、町人百姓寺社家へ鉄砲商売仕候儀御停止仰付けられ、今においても畏奉り堅く相守り罷在候。然る処諸国村々へ耕作荒し鹿追鉄砲の儀、近年御赦免仰付けなされ候に付き御当地三ヶ村百姓へも鉄砲御免仰付けなされ候に付き、私共仲間の内より鉄砲相調遣し申候。其の以来諸国より新筒、直し

簡詔来り候得共右御法度の儀御座候得ば一聞請合申さず、これより江州国友、同国日野、その外諸国に罷在り候鉄砲師方にて相調申候故、私共難義仕り罷在り候。御当地に於ても先年は在方鉄砲詔え、これ在る節は御番所へ御窺申上候て商売仕り候事則御番所へ差上げ申候帳面控等私共所持仕り罷在り候右御停止に付き鉄砲鍛冶共段々困窮仕り、其上この節諸土方御鉄砲御詔えも別して数なく御座候にて渡世相勤め難く、迷惑至極に存奉り候。先だつて御停止仰付けられ候内、百姓方鹿追鉄砲の儀、先年の通り御赦免仰付けられ候はば鉄砲鍛冶の儀は申すに及ばず、台師、金具師末々に至る迄、普く有難く存奉るべく候。以上

享保十五年戊二月廿一日

堺鉄砲鍛冶連署

御奉行様

禁令は他国に先がけて、いち早く施行され、これの解禁も他国に遅れる敵しい行政を施いた役所も、堺の有力産業の衰微を無視し得ず堺鍛冶として、江州国友、日野鍛冶の現況を調査する様指示した。早速、籠屋与三右衛門が国友、日野に出向き、当地の実情を具に調査し帰国した。

恐乍ら口上書を以て申上候

一、鉄砲鍛冶御願いの義に付き江州国友、同国日野にて鉄砲師吟味の筋、聞合候様にと仰付けなされ、これより鉄砲鍛冶の内、籠屋与三右衛門右両所へ罷越し罷帰り候事。

一、江州国友鉄砲鍛冶方にて承まわり候処、鉄砲師共申す義は百姓の儀狼に鉄砲打ち申す者にては之なく候由、所の地頭より御赦免鉄砲放し申し候に付き此方にて具に改め、張替へ鉄砲は申すに及ばず並びに直し鉄砲の儀勝手次第に請合い申し候御断り申上候儀は御座無く候。然れ共、毎年御用鉄砲差上げ申し候節御鉄砲御支

配方へ年中仕り候鉄砲の員数の儀書上げ申し候旨申し聞き候。将又鉄砲中り放ち、力様の義も銘々共、宅に於て勝手に放ち申され候由、何の御構も御座なく候段承まわり届候。これより国友は松永甲斐守様御知行所にて江州金堂村と申し候所に甲斐守様御代官、雨宮嘉右衛門殿と申す仁これあり候故、そこへ罷越し候にて嘉右衛門殿へ対談致し、右の一々相尋ね申し候所鉄砲の儀、此方より改め候儀かってもつて御座無く候段申し聞かされ罷帰り候事。

一、江州日野鉄砲鍛冶方へも罷越し、あい承り申し候処へ、是も国友同様に承り届候。日野は加藤孫三郎様御知行所にて大庄屋、町田善六と申す仁これあり候故、この仁へ対談致し候処、是も外に御吟味御座なく候得共、年中出来立て候鉄砲員数の儀、孫三郎様御役人中へ差上げ候由、申し聞かされ候事。

右の通り江州国友、同国日野鉄砲鍛冶にて相承り候上猶又右両所の御役所に於て具に承り届候て罷帰り申し候。先達つて御願ひ申上げ候通り御当地鉄砲鍛冶共、殊の外困窮仕り罷あり候。何とぞ御慈悲の上先年の通り御赦免仰付けなされ候はゞ有難く存じ奉り候 己上。

享保十五年

榎並屋勘左衛門

戌二月廿一日 芝辻 長左衛門

御奉行様

籠屋与三右衛門の実情報告を添えての赦免願書も空しく放置され享保十八年、再三の出願となつたが禁令は解かれなかつた。近接の村々の百姓威筒は堺を素通りして国友、日野へ発注されていった。それを横目で見ながら閑業をかこつ堺鍛冶達の心情は察するに余りある。堺鍛冶が国友、日野鍛冶と同様に、百姓鹿追筒を誂請け、新筒、直し筒を取扱えるのは元禄の禁止以後五十余年を経た延享三年である。

御用筒や諸士詔筒への希望も空しかった堺鉄砲鍛冶達にとって、数量価格共に旨味の無い百姓筒ではあったが、この解禁は焼石に水と雖も明るい朗報であった。

差上げ申し一礼の事

一、在々百姓威鉄砲請取りたき段、前々より相願申し候。此度相願候処御赦免成し下され、一統有難く存奉り候。然る上は仲間相互に申合せ遂吟味鉄砲詔来り候節、威鉄砲其所に相定り候、筒数の儀寝、遂吟味候上、御窺い申上げ請取申すべく候。紛わしき儀仕り間敷候。尤も鉄砲の儀に付き御法度請負いの訳は先だつて差上げ置き候証文の通りに相心得申すべく候。

右の通り堅く相守り申すべく候。為其連判証文如件。

延享三丙寅十二月廿一日

堺鉄砲鍛冶連署

資料

堺市谷澤百太郎氏旧蔵 谷澤文書

「五」鉄砲鍛冶仲間諸事留書 享保十年

（以下は資料の本文が非常に小さく、ほとんど読み取れない状態です。縦書きの文字列が複数行にわたって続きます。）

昭和五十七年一〇月例会出席者（署名順・敬称略）

川越重昌
光田福一
斉藤利正
伊藤眞吉
山秋泰
所莊吉

奥村正二
澤田平

銃砲史研究

昭和五十七年十一月十三日

銃砲史学会

東京都渋谷区神南一ノ一

社団法人

日本ライフル射撃協会

頒価 五百円

編集発行

発行